

鴨川市公益活動支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第10号

鴨川市公益活動支援基金条例の一部を改正する条例

鴨川市公益活動支援基金条例（平成25年鴨川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。